2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　九州農政局管内における対象工事種別に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者業者のうち、「土木一式工事」の確認を受けている者又は九州農政局管内における対象工事種別に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の受付において申請を行い受理されているもので、開札時までに「土木一式工事」の確認を受けている者であること。

なお、開札時において、令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木一式工事」の確認を受けていない者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再確認を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑵の再確認を受けた者を除く。

⑷　九州農政局における「土木一式工事」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の確認の際に、客観的事項（共通事項）について算定した客観点数が、1200点以上であること。（上記⑵の再確認を受けた者にあっては、当該再確認後の客観点数が要件を満たしていること。）

⑸　施工実績

ア　平成23年４月１日から令和８年３月31日（過去15年間）までに元請として完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体にあっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。

イ　同種工事とは、「地中連続壁工事」とし、規模は問わないものとする。

また、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局（農林水産部）を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めない。

⑹　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第２項に該当する場合は、その限りではない。

ア　配置予定技術者の資格

①　監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）

ａ　１級国家資格者（土木施工管理技士、建設機械施工技士）

ｂ　技術士のうち下記の資格を有する者

・建設部門

・農業部門（選択科目を「農業農村工学」、「農業土木」とするものに限る。）

・森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）

・水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）

・総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、農業「農業農村工学」及び「農業土木」、森林「森林土木」又は水産「水産土木」とするものに限る。）

ｃ　国土交通大臣特別認定者

②　主任技術者　①に示す要件に該当する者又は以下に示すいずれかの資格を有する者

ａ　２級国家資格者（土木施工管理技士（土木）、建設機械施工技士）

ｂ　指定学科（土木工学に関する学科）を卒業後、土木一式工事で下記の実務経験を有する者

ⅰ　高等学校（旧実業学校を含む。）、専修学校専門課程　５年以上

ⅱ　高等専門学校（旧専門学校を含む。）、専門士　３年以上

ⅲ　大学（旧大学を含む。）、高度専門士　３年以上

ｃ　10年以上、土木一式工事の実務経験を有する者

ｄ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

イ　配置予定技術者の施工経験　工事経験は、平成23年４月１日から令和８年３月31日（過去15年間）までに元請として完成・引渡しが完了した下記ウに掲げる同種工事の工事経験を有すること。ただし、同種工事の工事経験として１年未満の工期においては１／２以上、１年以上の工期においては６か月以上の従事期間の工事経験を有すること。

ウ　同種工事とは、「地中連続壁工事」とし、規模は問わないものとする。

⑺　入札説明書に示す課題に対する技術的所見が適正であること。

⑻　本工事に共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。

⑼　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に「九州農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　社会保険未加入業者の確認　入札参加者が届出の義務（①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務）を履行しているかの確認を行うため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する通知書の写しを申請書及び確認資料の提出時に提出すること。

3　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目

ア　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

イ　技術提案

ウ　企業評価

⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。

イ　「施工体制評価点」の算出方法は、上記⑴評価項目のアに応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

ウ　「加算点」の算出方法は、上記⑴評価項目（技術提案及び企業評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点）54点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

（加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点数の最高点54点））

エ　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

オ　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。